

国外へ転出される皆様へ

在外選挙人名簿登録の出国時申請について

国外に居住する方が、国政選挙の投票を国外でも行うことができる在外投票制度があります。在外投票を行うためには、在外選挙人名簿に登録される必要がありますが、出国時にこの申請をすることができます。

申請方法は以下のとおりですので、ご希望の方は申請してください。

■申請場所

高槻市選挙管理委員会事務局（高槻市総合センター13階）

※郵便での申請はできません。

■申請期間

国外転出届を提出してから、届出に記載した転出予定日まで

■申請時間

午前8時30分～午後5時 ※休日、祝日は受付していません。

■申請できる人

申請者本人又は申請者の委任を受けた人（下記に記載の申出書等が必要）

※ただし、年齢満18歳以上の日本国民で、選挙人名簿に登録されている人が対象です。

■申請に必要なもの

<申請者本人の申請>

本人確認書類

（パスポート・マイナンバーカード・
運転免許証・官公庁の身分証）

<申請者の委任を受けた人の申請>

①申請者の本人確認書類

②申請者の申出書

③申請に来ている人の本人確認書類

上記書類をご持参の上、別添「在外選挙人名簿登録移転申請書」等を記載してください。申請書はホームページからダウンロードすることもできます。

※申請を委任する場合でも、本人の署名は必要です。

※なお、出国時に申請ができなかった、
又はしなかった場合でも、出国後に大使館等
において申請することも可能です。

在外投票の概要や申請書はこちら

高槻市 在外投票

検索

高槻市選挙管理委員会事務局<高槻市総合センター13階>

【住所】〒569-0067 大阪府高槻市桃園町2番1号

【電話】072-674-7676 【FAX】072-674-7674